

伊平屋西線 Wi-Fi 基地局整備事業 仕様書

1. 本書の位置づけ 本仕様書は、伊平屋西線 Wi-Fi 基地局整備事業(以下「本事業」という。)について、事業遂行にかかる具体的な指針並びに必要な要件を定めるものである。

2. 本事業の概要

(1) 事業の名称

伊平屋西線 Wi-Fi 基地局整備事業

(2) 事業の目的

本村の西線エリアにおいては、携帯電話通信及びデータ通信が利用しづらい不感・弱電界エリアが存在しており、観光客及び地域利用者の安全性・利便性の確保が課題となっている。本事業は、当該エリアにおける通信環境の改善及び不感地帯の解消を図るとともに、災害時・緊急時における通信手段の確保、観光振興及び地域活性化に資する通信インフラを整備することを目的とする。

(3) 事業対象地域

沖縄県島尻郡伊平屋村内

(4) 事業期間

契約締結日から令和9年3月1日まで

3. 基本事項

本事業における基本事項は以下のとおりとする。

(1) 事業の範囲

- ① 本村内の西線エリアに Wi-Fi 基地局通信網を整備する。
- ② 整備した設備は本村の所有とし、事業者に貸与するものとする。
- ③ 整備した設備の使用に関わる電気料金は、本村が負担する。
- ④ 本事業で整備した Wi-Fi 設備の管理・運営については、提案事業者を主体とした実施体制を基本とし、必要に応じて通信事業者等との連携を含めた最適な運営方式を提案すること。
- ⑤ 設備の保守点検費用は本村が負担するものとするが、事業者は、その保守料について見積額及び保守対応内容を提案すること。

(2) 対象地域等

・ Wi-Fi 環境整備は、本村の西線を対象とし、Wi-Fi 基地局(アクセスポイント)を設置する。整備完了後、受注者は通信確認試験及び電波測定を実施し、その結果を報告書として提出すること。

(3) 設備の設置

- ①Wi-Fi 基地局の設置に関わる調査、設計、試験及び設置場所管理者との調整ならびに諸手続きは本事業の範囲とし、原則事業者が行う。設置する詳細な場所や設置方法は作業実施前に本村と協議の上で決定するものとし、設置及び固定 にあたっては、安全かつ安定した設置場所及び設置方法を確保すること。
- ②機器の選定は、下記(仕様書)の仕様に沿って事業者が選定を行う。-
- ③Wi-Fi 無線電波を正常に送受信できるように、同時接続数の十分な確保、電波 強度及び電波干渉などの環境を考慮した上で、最適な設計を行い設置すること。
- ④Wi-Fi 基地局の使用可能周波数は、2.4GHz または 5 GHz もしくは両方に対応するものとし、無線LAN規格はIEEE802、11n/ac/a/b/gに対応していること。
- ⑤通信に関わるセキュリティは、規格 WPA2 あるいはその上位の規格に対応すること。
- ⑥伊平屋村の自然条件を考慮し、十分な暴風対策・防水・防塵(砂)対策案等を示し実行すること。
- ⑦災害時等においても、可能な限り通信手段を維持できる構成又は迅速な復旧が可能な構成について配慮すること。
- ⑧サービスエリア内において、利用者がアクセスポイント間を移動中に、通信切断、利用者再認証等ができるだけ生じないこと。
- ⑨納入機器については、機器一覧、型番、シリアル番号、設置場所その他管理上必要な情報を整理した資料を提出すること。

(4) 管理・運営

①本事業で整備した Wi-Fi 設備の管理・運営方法については、事業者による実施を含め、最適な運営方法を提案すること。なお、管理・運営にあたっては、必要に応じて通信事業者との協力体制を構築することも可とし、以下の項目について提案すること。

- ・ア 事業形態想定される運用方法もしくは運用手法について提案を行うこと。保守点検等の手法やその期間等について提案内容に含めることとし、問合せ対応(サービス窓口設置等)などの体制についても記載すること。
- ・イ 管理運営を行う組織体系及び体制
- ・ウ 多言語(日本語・英語・韓国語・繁体字・簡体字)に対応していること。
- ・エ 提供するサービスの内容・価格

②システム保守

公衆無線LAN環境に影響を及ぼす障害等の事象を把握した際には、村に直ちに知らせること。

③機器保守

- ・障害発生時には、保守対応を行うこと。
- ・故障・障害等により機器の交換・修理が必要となった際には、機器の修理手配等を行うこと。
※メーカー標準保証期間後の機器の交換・修理費用については、村が負担する。
- ・障害発生時の連絡体制、対応フロー、及び対応時間帯(例:平日9時~18時、緊急時は24時間対応等)を提案書に明示すること。
- ・障害発生時には、原因の一次切り分け及び初動対応を速やかに実施すること。

- ・障害発生時の一次応答目標時間について提案書に明示すること。
- ・重大障害(サービス全断等)発生時のエスカレーション体制及び復旧目標時間(RTO)を提案書に示すこと。

(5)その他 本事業提案だけではなく、今後の発展的な事業の追加提案についても期待しておりその他整備できる箇所分についての提案も可とする。その上で本事業による環境整備の完了後に、提案事業者等において、本事業による環境整備後において、さらなる通信環境向上や利用者の利便性向上に資する追加提案がある場合は、任意提案として示してもよい。

4. 認証・セキュリティ対策

不特定かつ多数の利用を想定する公衆無線LANサービスの犯罪利用・不正利用等を防止するため、利用時の認証は一定程度の本人性が確認できる認証方式に対応すること。

【例】

①SNSアカウント(Facebook、Twitter、Yahoo!ID等)を利用した認証方式

②利用していることの確認を含めたメール(メールリターン)認証方式

※緊急・災害時等には、認証を解除できる機能

(1) ウイルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。

・悪意ある第三者からの攻撃対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。

・アクセスログ、利用者情報等の利用履歴をサーバ等に適切に蓄積・管理し、一定期間保持できること。

5. 月次レポート

公衆無線LANサービスの利用状況について確認できる機能を有すること。

6. 補足事項

(1)補足対応 本仕様書に明記されていない事項であっても、事業目的である無線環境網の整備及びサービスの提供にあたっては、当然必要と認められるものについては、事業者において充足すること。

(2)初期費用(イニシャルコスト) 事業内容を実現するために必要な初期費用を全て含めること。

(3)運用費用(ランニングコスト) 事業内容を実現するために必要な運用費用について、参考資料として示すこと。

(4)事務手続き 本公募型企画提案については、本事業の実施にあたり、事業遂行者として参画する優先交渉事業者を決定しようとするものであり、手続き等については、関係法令等に従い、本事業を担当する本村企画財政係の指示に従うこと。

7. 成果物

- ・ネットワーク構成図
- ・機器管理台帳
- ・設定情報一覧
- ・設置位置図
- ・試験結果報告書
- ・電波測定結果報告書
- ・完成写真
- ・保守連絡体制図
- ・障害連絡先一覧
- ・操作説明資料

8. その他

- ① インターネット利用料(月額通信費)については、本村が負担するものとする。なお、接続回線の構成、調達方法及び必要となる費用については、提案内容に含めること。
- ② 本事業で設置した機器には、事業名等が入ったシール(プレート)を貼付すること
- ③ 本事業実施に当たっては、本村の関連部署と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- ④ 本事業遂行状況に関して、本村から作業状況の報告が求められた場合、速やかに作業状況を報告すること。
- ⑤ 本事業実施後の会計検査院による会計検査等への対応を行うこと。
- ⑥ 本事業の整備に当たっては、本仕様書によるほか、次の関係法令に適合すること。
 - ・ 電波法及び同法関係規則
 - ・ 電気設備に関する技術基準
 - ・ 電気通信事業法及び同法関係規則
 - ・ その他関係法令等
- ⑦ 瑕疵担保期間は、成果物の納入後1年間とし、瑕疵担保期間中において設備等に障害が発生した場合は、受注者の費用負担と責任により、速やかに原因究明を行うとともに障害復旧処置を行うこと。
- ⑧ 本仕様書に定めない事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。

9. 協議

本事業の遂行にあたっては、本仕様書及び本件募集要項、または詳細協議の上で締結される予定の確約書・契約書等に明示なき事柄、または事業実施上の疑義が生じた場合においては、関係者協議の上、本事業を進めること。事業実施にあたっては、他の既施設における設備及び機器等に影響を与えないように十分に注意して進めること。